

News Release

令和3年10月20日
電力・ガス取引監視等委員会

日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた、日本卸電力取引所の非化石価値取引市場への需要家参加に係る業務規程の変更の認可について、異存はない旨回答しましたのでお知らせします。

1. 概要

日本卸電力取引所において取引が行われている非化石価値取引市場について、需要家からの要望等を踏まえ、資源エネルギー庁の制度検討作業部会における審議結果を踏まえ、需要家が非化石証書を直接購入できる仕組みを構築することとなりました。

上記の決定を受けて、需要家の参加要件等を規定した非化石価値取引会員規程を新設するとともに、日本卸電力取引所の業務規程、非化石価値取引規程を変更する必要性が生じたため、本年10月12日付けで、日本卸電力取引所より経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請が行われ、同月19日付けで経済産業大臣から当委員会へ意見聴取が行われました。

本日、当委員会は、日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、異存ない旨、経済産業大臣へ回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 迫田
担当者:住田、浮ヶ谷
電話:03-3501-1552(直通)